

## 技術提案・交渉方式に関する運用ガイドラインについて

国土交通省国土技術政策総合研究所 正会員 ○天満 知生  
 国土交通省国土技術政策総合研究所 正会員 森田 康夫  
 国土交通省国土技術政策総合研究所 川俣 裕行

### 1. はじめに

2014年6月4日に公布され、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）」により、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」（以下「品確法」という）の第18条に「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という）が規定された。国土交通省国土技術政策総合研究所建設マネジメント技術研究室では、国土交通省が設置している「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会（座長：小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科 教授）」において審議する技術提案・交渉方式に関する運用ガイドラインの原案の検討を行ったのでその概要を紹介する。

### 2. 技術提案・交渉方式の基本的な考え方

技術提案・交渉方式とは、品確法第18条の規定から以下の3つが主要な要素であると考えられる。

- ・当該工事の性格等により仕様の確定が困難である場合に適用することができる（発注の実績等を踏まえる）。
- ・技術提案を公募し、その審査結果を踏まえて優先交渉権者を選定する。
- ・優先交渉権者との工法、価格等の交渉結果を踏まえて仕様を確定し、予定価格を定め契約する。

このうち「当該工事の性格等により仕様の確定が困難である場合」として、技術提案・交渉方式が具体的に適用される工事は、

- ①「発注者が最適な仕様を設定できない工事」
- ②「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」

が想定される。

#### ①の適用工事例として

- ・国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事
- ・社会的に重要な路線である一方、これまでに施工された実績が無いような厳しい施工ヤードの制限や周辺交通・環境への配慮が特に必要とされることから、高度な工法等の活用が必要な立体交差化工事等が想定される。

同様に②の適用工事例として、

- ・構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事
- ・大震災の被災地における大規模で複合的な復興事業の早期実施のために行う工事等が想定される。

### 3. 技術提案・交渉方式の契約タイプ

図-1のフローを参考に、仕様の前提となる条件の確定状況及び施工者の設計への関与度合いを考慮して、技術提案・交渉方式の契約タイプを、3つの内から選定する。

各タイプの概要及び留意点は以下の通りである。また各タイプの当事者とその役割分担及び契約形態を図-2～4に示す。

キーワード 技術提案・交渉方式、公共工事の品質確保の促進に関する法律、仕様の確定が困難、参考額  
 連絡先 〒305-0804 茨城県つくば市旭一番地 国土技術政策総合研究所建設マネジメント技術研究室 TEL029-864-4239

①設計・施工一括タイプ

優先交渉権者選定後、価格交渉を経て、設計と施工を一括して契約する。比較的短い期間で設計と施工を一括で契約するための交渉能力が発注者側に必要となる。

②技術協力・施工タイプ

優先交渉権者選定後、別途契約している設計業務に対して、技術協力業務により当該技術提案を反映させた後に優先交渉権者と施工の契約を行う。発注者への設計への関与の度合いがより大きくなり、設計者と優先交渉権者間の調整能力が発注者側に必要となる。

③設計交渉・施工タイプ

優先交渉権者選定後、優先交渉権者による設計を実施し、その後に施工の契約を行う。優先交渉権者が実施する設計に対する的確な判断や指示を行う能力が発注者側に必要となる。

いずれのタイプにおいても必要に応じて建設コンサルタントの活用等により、発注者側の体制を補完することが考えられる。

4. 参考額の設定

技術提案・交渉方式では競争参加者の提案する品質・性能のレベルの目安として、参考額を設定することが考えられる。

参考額は工事の特性、既往設計の状況及び予算の状況等を勘案し適切に設定することが望ましいが、設定方法についてあらかじめ学識経験者からの意見を聴取する等、恣意的な設定としないよう留意することが求められる。

参考額を設定しない場合、各競争参加者の提案する品質・性能と価格等のバランスが大きく異なることから審査が困難になり、優先交渉権者との価格等の交渉で不成立となる可能性が大きくなることも想定される。よってその場合は、適切な提案のレベルとなるよう発注者の求める品質・性能や施工条件等を可能な限り説明書等で明示することが重要であると考えられる。

5. 今後の課題

技術提案・交渉方式の各タイプの中で、特に設計・施工一括タイプと設計交渉・施工タイプでは、事業の当事者が発注者と施工者だけとなり、従来の設計者を含む三者構造に比べ、工事費に関するチェック機能が働きにくいと考えられる。よってこれら契約方式における工事費の透明性の向上のため、コスト+フィーで支払いを行い、オープンブックによって当該コストを検証することが考えられる。

6. まとめ

今後、技術提案・交渉方式の実際の適用にあたり、適宜、運用ガイドラインの見直しが必要になると考えられる。当研究室では引き続き調査を行い、実際の運用状況の把握に努めていきたい。

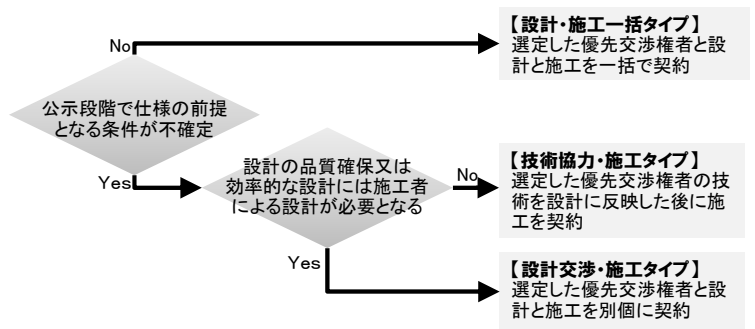


図-1 契約タイプの選定フロー

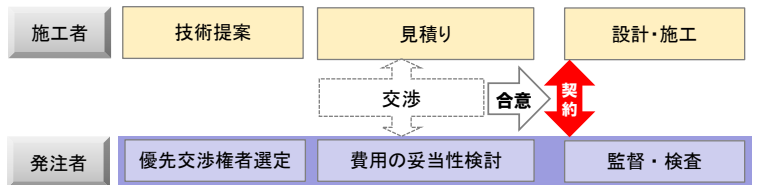


図-2 設計・施工一括タイプの役割分担及び契約形態

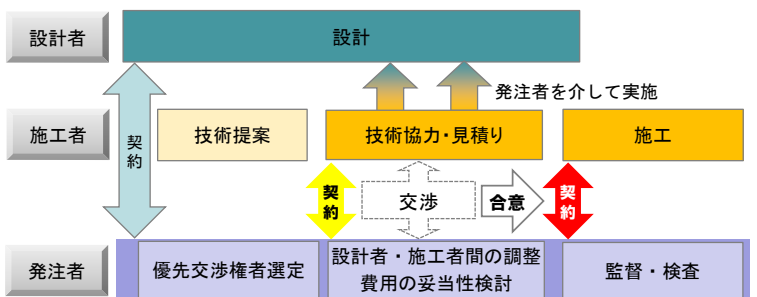


図-3 技術協力・施工タイプの役割分担及び契約形態

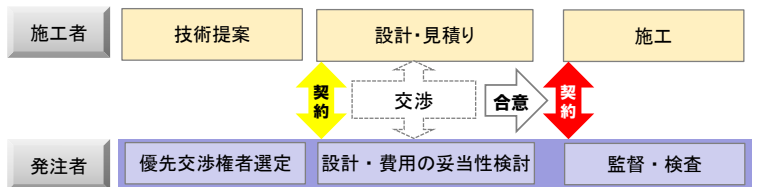


図-4 設計交渉・施工タイプの役割分担及び契約形態